

平成23年度の介護保険料をお知らせします



介護保険制度は40歳以上の方が納める保険料と、国や都道府県、市町村からの負担金を財源として、介護が必要となった方に対し費用の一部を負担いただくことにより介護サービスを提供し、利用者とその家族を支援する制度です。

この制度で負担をいただく保険料は年齢や所得金額などに応じ、納め方が次のように異なります。

◆65歳以上の方の場合

平成23年度の介護保険料は、平成22年分の所得（平成22年1月～12月分）が決定する6月に決まります。

介護保険料は、各市町村が介護サービスにかかる総費用に応じて決定した基準額をもとに、被保険者の所得に応じて決定します。

日野町の場合、平成21～23年度までの3年間の保険料として、基準額を月額3,650円に設定し、皆さんの所得に応じてよりきめ細かく対応できるように、7段階8区分の段階を設定しています。

納付方法

納付の方法には「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。

●特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより納めていただきます。この納付の方法を特別徴収と呼びます。

なお、65歳に到達されてすぐの方や転入された方などは、年金からの天引きの手続きが完了するまでの約半年から一年の間は普通徴収となります。また、年金が一時差し止めになった方や異動があった方も普通徴収となります。

●普通徴収

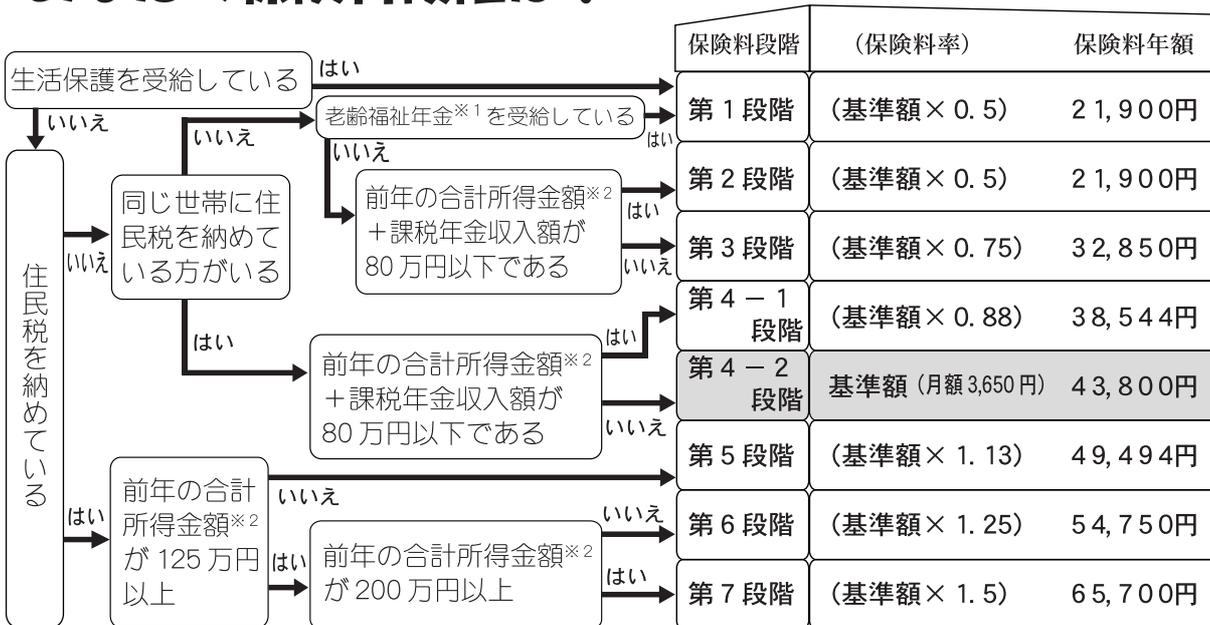
年金受給額が年額18万円未満の方や、65歳に到達されてすぐの方、転入された方などは、納付書や口座振替などにより納めていただきます。この納付の方法を普通徴収と呼びます。

※日野町では、1年分の保険料を6月から翌年3月までの10回に分けて納めていただきます。納付には、簡単に便利な口座振替をご利用ください。

◆40歳以上65歳未満の方の場合

国民健康保険や社会保険など、加入されている医療保険の保険料算定方法に基づいて決定され、医療保険の保険料と合わせて納めていただきます。

あなたの保険料段階は？



※1 老齢福祉年金：明治44（1911）年4月1日以前に生まれた方等が受けている年金です。
 ※2 合計所得金額：「所得」とは実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

◆問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当 ☎ ⑤26501 有線⑤7788